

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2023年10月24日提出
【ファンド名】	中国A株再生可能エネルギー関連プレミアム
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西尾 友宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	03-6700-4111
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

内国投資信託「中国A株再生可能エネルギー関連プレミアム」（以下、「当ファンド」といいます。）につき、信託の終了（以下、「繰上償還」といいます。）にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）繰上償還の年月日

2023年12月20日（予定）

2023年11月24日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決された場合、繰上償還を行います。

（ロ）繰上償還にかかる決定に至った理由

中国A株再生可能エネルギー関連プレミアム（以下「当ファンド」ということがあります。）は、2022年4月19日の設定以来、これまで受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、資金流入は低調のまま推移し、2023年8月31日現在の受益権総口数は64百万口と投資信託約款の解約事由となる口数（30億口）を大幅に下回る水準となっております。

現在の資産規模のままでは、固定コストの割合が相対的に大きくなっていき運用効率の低下が見込まれることに加えて、昨今の中国を取り巻く地政学リスクの高まり等が懸念される中、今後の受益権口数の拡大についての有効な手段・選択肢を見出し難い状況にあります。

そのため、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも、ファンドの信託を終了し、お預かりした運用資産をお返しすることが、受益者の皆さまにとって有利と判断いたしました。

したがって、投資信託約款の規定に基づき、2023年10月26日現在の受益者を対象に書面決議による信託終了（繰上償還）の手続きを開始することを決定いたしました。

（ハ）繰上償還にかかる情報の受益者への提供

2023年10月26日現在の当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対して、信託終了（繰上償還）に係る情報を記載した書面を交付いたします。

以上